

社会保険

# にしがた



水のある風景

▲阿賀野川と遊覧船〈阿賀町(旧鹿瀬町)〉

## Contents

- 謹んで地震被害のお見舞いを申し上げます
- 生活習慣病予防健診の新規実施機関のお知らせ
- 健康保険の給付 出産手当金

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

被保険者資格と報酬月額を正しく届出しましょう

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp> 社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

【職場内で回覧しましょう】

## 謹んで地震被害の

## お見舞いを申し上げます

この度の新潟県中越沖地震により被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このうえは、一日も早い復旧と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

財団法人 新潟県社会保険協会

会長 金子 仁

新潟県中越沖地震により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

### 被災された事業主の皆様へ

- この度の震災により事業所が相当な損失をうけ、保険料を納付期限までに納めることが困難な場合は、申請により一定期間保険料の納付を猶予する制度があります。
- 被災により被保険者証をなくされた被保険者（被扶養者）の方がおられましたら、速やかに再交付の手続きをお願いいたします。  
また、被災者の方で治療を必要とするときに被保険者証が手元になくても、病院の窓口で、氏名・生年月日・勤め先を申し立てることにより保険診療が受けられますので、被保険者の方々に周知願います。  
詳しい内容については、事業所を管轄している社会保険事務所へお問い合わせください。

### 被災された国民年金被保険者の皆様へ

- この度の震災により、国民年金保険料の納付にお困りの方には免除制度があります。  
詳しい内容については、お近くの社会保険事務所、またはお住まいの市町村の国民年金担当窓口へご相談ください。

新潟社会保険事務局・社会保険事務所



# 生活習慣病予防健診の 新規実施機関のお知らせ

政府管掌健康保険では、被保険者やその被扶養配偶者の方の健康管理をサポートするために、生活習慣病予防健診と保健師による健診後の健康相談を実施しています。

平成19年8月からは、次の健診実施機関でも政府管掌健康保険生活習慣病予防健診を受けることができます。ぜひご利用ください。

## 【生活習慣病予防健診新規実施機関一覧表】

健診機関コード	健診機関名	住 所	電話番号
042	医療法人 愛広会 新潟リハビリテーション病院	〒950-3304 新潟市北区木崎761	025-388-2111
043	医療法人 新成医会 総合リハビリテーションセンター みどり病院	〒950-0983 新潟市中央区神道寺2-5-1	025-244-0080
044	医療法人 崇徳会 長岡西病院	〒940-2081 長岡市三ッ郷屋町371-1	0258-27-8500

まだ健診のお申し込みをされていない方は、早めに(財)社会保険健康事業財団新潟県支部に提出しましょう。

お申し込み・お問い合わせは

〒951-8113 新潟市中央区寄居町332



財団法人 社会保険健康事業財団 新潟県支部 TEL 025-229-4851・4852

## 社会保険



### 療 養 費

**Q** 子供が弱視のため、治療用の眼鏡を作りましたが、その購入費用が払い戻しされると聞きました。どのような手続きをすればいいですか？

**A** 9歳未満のお子さんが弱視等で治療用眼鏡が必要と診断され、眼鏡やコンタクトレンズを作成した場合、その作成費用の一部が健康保険から療養費として払い戻されます。管轄の社会保険事務所へ療養費支給申請書を提出してください。

支給の要件、請求にあたって必要となるのは次のとおりです。

#### 支給の要件

- 1 9歳未満の小児が装着するものであること。
- 2 眼鏡(コンタクトレンズ)が弱視、斜視または先天性白内障術後の屈折矯正で治療用として必要なものであること。

#### 請求にあたって必要となるもの

- 1 眼鏡装着が治療上必要と認めた医師の検査結果が記入された証明
- 2 眼鏡(コンタクトレンズ)作成費用の領収書



平成18年4月から払い戻しを受けられることになっていますので、請求もれがないか確認してみてください。

また、一定の要件を満たしていれば、治療用眼鏡等の更新についても支給の対象となります。



# 健康保険の給付 出産手当金

出産手当金は、被保険者が出産のために仕事を休み、給料を受けられないときに産前産後の一定期間支給されます。

## 支給の要件

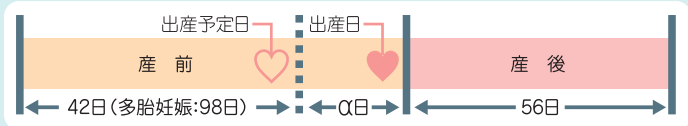
- 被保険者が、出産のため仕事を休んでいること
- 給料などを受けられないこと

※妊娠4カ月(85日)以上であれば、早産・死産(流産)・人工中絶でも支給されます。

## 支給期間

出産日(出産予定日より遅れた場合は予定日)以前42日から、出産日後56日までの間です。

※多胎妊娠の場合は出産の日以前が98日となります。



## 申請書は下記を参考にして、正しく記載してください。

**CHECK!** 被保険者証の記号番号を必ず記入してください。

被保険者が自署する場合は押印不要です。

**CHECK!** 郵便番号とフリガナも記入してください。

出産日(予定出産の場合は予定日)を記入してください。

出産のために休んだ期間・日数を記入してください。

**CHECK!** 被保険者名義の口座を記入してください。  
※郵便局口座への振込はできません。

被保険者以外の口座を希望する場合に記入し必ず押印してください。

提出していただいた書類をお返りするケースがあります。支払いが遅れる原因となりますので、提出される前にもう一度確認をお願いします。

**CHECK!** 1 健康保険証の記号・番号は記入されましたか?

**CHECK!** 2 住所はきちんと記入されていますか?

**CHECK!** 3 支払金融機関の欄は記入されていますか?

**CHECK!** 4 給付金の受取を委任される場合、受取代理人の欄に記入、押印してありますか?

健康保険出産手当金支給申請書 (第 回)

① 被保険者の記号番号: 161 540324

② 被保険者の氏名: 新潟 花子

③ 事業所の名称: (株)健康産業

④ 住所: 新潟市中央区新光町1-16

⑤ 出産日: 平成19年5月30日

⑥ 出産のため休んだ期間: 平成19年4月19日 ~ 平成19年7月27日 (100日)

⑦ 支払区分: 普通口座

⑧ 金融機関: 新潟 花子

⑨ 受取代理人の氏名と印: 新潟 花子



# お口の健康シリーズ

—もつすごお母さん—

社団法人 新潟県歯科医師会 (地域保健部)  
<http://www.ha-niigata.jp>

昔から「一人子供を生むと、一本歯を失う」と言われてきました。これは迷信であり、科学的根拠は全くありません。しかし、妊娠や出産の時期は口の中の手入れがおろそかになりがちで、その結果として口の中が汚れやすくなり、う蝕や歯周病などのリスクが高くなることは事実です。

妊娠期は女性ホルモンの亢進に加え、つわりやライフスタイルの変化に伴う口の中の環境の悪化により、妊婦の約半数以上に妊娠性歯肉炎が発生します。また、まれに歯肉部分が大きく腫れ上がる妊娠性エプーリスが発症することもあります。そのほかにも、親知らずの部分の歯肉の腫れ、口内炎、う蝕など口の中のトラブルが起きやすい時期です。また最近では、妊婦の歯周病と低体重児早産との関連も指摘されてきていますし、妊娠中の適切な口の手入れが、むし歯菌の母子感染(むし歯菌が母親から子供へ感染すること)予防につながることも分かっています。

妊娠期は胎児への影響を心配して歯科治療を躊躇してしまう人も多いと思います。しかし、治療を先延ばしにすることは食事が取りにくくなり胎児にもよくありませ

んし、痛いのを我慢することは精神的にもよくありません。妊娠期の治療に関しては歯科医も十分心得ていますので、むしろ積極的に治療を受けすみやかに問題点を解決しましょう。歯科治療に関しては、基本的に治療を行って悪いという時期は無いとされていますが、妊娠初期はつわりや流産を起こしやすいこと、妊娠後期は長い時間仰向けで治療することが出来なくなることなどを考えると、妊娠中期(妊娠5~7ヶ月)が最も適している時期と言えます。

皆さんもご存知のように、お口の手入れの基本は、歯に付いている汚れを落とす「歯磨き」です。つわりなどで歯磨き粉のにおいが気になったり、口に歯ブラシを入れると吐きそうになるかもしれませんが、のんびりと磨いてください。歯肉から出血することも多いですが、歯磨きが行き届くと出血も少なくなります。また、磨けない時には最低限うがいを心がけましょう。

次号は「乳幼児期」。乳幼児期と歯科の話をお届けします。



## 9月の社会保険相談のご案内

会場	相談日	時間	会場	相談日	時間
阿賀町役場	19(水)	10:30~14:30	柿崎商工会館	19(水)	10:00~15:00
トキのむら元気館	12(水)	13:30~15:30	阿賀野市水原公民館※2	19(水)	9:30~14:30
	13(木)	9:00~11:00	村上市役所※2	12(水)	10:00~15:00
小出商工会	12(水)	10:00~15:00		26(水)	10:00~15:00
糸魚川市役所※1	12(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター	13(木)	10:00~15:00
	26(水)	10:00~15:00	クロス10	27(木)	10:00~15:00

●年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。

注) 佐渡市の時間(朱書)は受付時間です。

※1. 糸魚川市の相談は予約制です。また、柿崎商工会館の相談が9月から予約制に変わります。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。

予約連絡先 TEL.025-524-4111 (上越社会保険事務所 年金給付課)

※2. 村上市と阿賀野市の相談は予約制です。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。

予約連絡先 TEL.0254-23-2125 (新発田社会保険事務所 年金給付課)

健康づくり  
標語コンクール入選作品

生活のリズムに乗せよう 健康づくり

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>